

神鍋マラソンを開催します

～5千人のランナーを応援してください～

日時

6月21日(日)

午前8時20分～11時30分

会場

県立但馬ドーム発着神鍋高原周回コース

第35回兵庫神鍋高原マラソン全国大会を、県立但馬ドームを発着とした神鍋高原周回コースで開催します。

今年も、全国各地から5千人のランナーが神鍋高原を訪れます。

このマラソン大会は、ランナーだけでなく、応援に訪れ



昨年の大会の様子

た方々も楽しめる大会として親しまれています。皆さんもぜひ、神鍋高原で楽しい休日をお過ごしください。

競技種目・スタート時間

・ファミリージョギング(2km)：午前8時20分

・ハーフマラソン：午前8時30分

・5km：午前8時45分

・10km：午前8時55分

交通規制のお知らせ

6月21日(日)の午前8時から11時30分まで、神鍋高原内の道路の一部(国道482号名色～水口間ほか)が通行規制されますので注意してください。

写真コンテストも同時開催

神鍋マラソンの行事全般を対象とした写真コンテストを実施します。推薦5万円(1点)のほか、賞を多数用意しています。

第35回大会の思い出がたくさん詰まっ

た作品をお待ちしています。



前回推薦作品「雨のリズム」

サイズ

四つ切り(254mm×305mm)～ワイド四つ切り(254mm×365mm)

応募点数

1人10点まで

審査結果

8月中旬に入賞者に通知し、大会ホームページで発表

応募締切

7月24日(金)必着

応募先

兵庫神鍋高原マラソン全国大会事務局「写真コンテスト係」(〒668-8666、中央町2-4)

※詳細は、問い合わせ

《問合せ》兵庫神鍋高原マラソン全国大会事務局(スポーツ振興課内)

☎21-9023

10月8日は「とよおか家族の日」

～第3回写真募集～

子どもたちが健やかに成長していくためには、家族のふれ合いや絆を深めるとともに、社会全体で子育てを支援し、子どもを生み育てやすい地域づくりを進める必要があります。

その取組みの一環として、本市では「とよおか家族の日」写真コンクールを実施します。

▼テーマ
・子育て家族の力
・子育てを応援する地域の力
・子育てを家族みんなで支え合うことの大切さ、感謝などの思いを伝える内容のもの。子育て家庭を社会も応援していくことの大切さを訴える内容のもの

▼応募資格 市内在住の小学生以上(プロカメラマンは除く)

▼規格 四つ切り(254mm×305mm)～ワイド四つ切り(254mm×365mm)裏に氏名記入※データでの提出も可(容量1・5メガバイト以上で、確認用に印刷した写真を添付。印刷した写真のサイズは問いません。)

▼応募方法 応募用紙に①応募テーマ②作品タイトル③簡単な解説(60字程度)④郵便番号、住所、電話番号、氏名(ふりがな)、性別⑤児童・生徒は学校名・学年、一般は年齢・職業を記載の上、作品と併せて郵送または持参※①～⑤が記載されていれば所定外も可

▼募集期間 6月1日(月)～8月31日(月)

▼表彰 最優秀作品は9月開催の「豊岡の子どもを育てる会」で表彰します。また、副賞は焼肉セットです。

《申込み・問合せ》生涯学習課 ☎23-0341



第2回最優秀作品「じいちゃん大人気」

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ

平成27年度も、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、低所得者および子育て世帯に対する臨時特例的な給付を行います。

臨時福祉給付金

対象者

本市に住民票がある方(平成27年1月1日時点)で、平成27年度の住民税(均等割)が課税されていない方。ただし、次の方は対象となりません。
・住民税(均等割)課税者に扶養されている方など
・生活保護の被保護者など

支給額

対象者1人当たり6千円

手続き

対象となる可能性がある方に申請書を送付します(8月以降を予定)。

詳細は決まり次第、市広報紙・市ホームページなどでお知らせします。

《問合せ》総務課
☎21-9068



子育て世帯

臨時特例給付金

対象者

本市に住民票がある方(平成27年5月31日時点)で、平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者
※特例給付とは、平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方に支給されるものです。

対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の対象となる児童
※臨時福祉給付金対象者、生活保護制度の被保護児童、施設入所等児童も対象となります。

支給額

対象児童1人当たり3千円

手続き

対象となる可能性がある方に、5月末から順次、申請用紙を送付します。児童手当を引き続き受給される方には、児童手当の現況届に申請



欄を設けています。

申込期間

6月1日(月)～12月1日

(火)【郵送可】

その他

公務員の給付金も、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村から支給されます。勤務先から交付される申請書(所属庁からの証明記載済みのもの)を期限までに提出してください。支払いは10月以降の予定です。

提出・問合せ

市民課
☎21-9015または各振興局市民福祉課

〔振り込め詐欺に注意〕

申請内容に不明な点があった場合、市から問い合わせをすることがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めるとは絶対にありません。不審な電話がかかってきた場合は、すぐに市や最寄りの警察に連絡してください。

児童手当について

児童手当を振り込みます

6月期の児童手当(2～5月分)を6月15日(月)に指定の金融機関口座へ振り込みますので、確認してください。
児童手当の現況届を提出してください
現況届は、児童手当を引き続き受けられるかどうか、6月1日時点の状況で確認するためのものです。提出がなければ、受給資格があっても6月分以降の手当が受けられません。該当者には、5月下旬に書類を郵送します。期日までに提出してください。なお、郵便物が届かない場合は連絡してください。

提出期限

6月30日(火)

提出場所

市民課または各振興局市民福祉課

添付書類

健康保険証のコピー(受給中の児童と受給者・その配偶者の分)※その他、個別に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

問合せ

市民課
☎21-9015

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受けない場合に、第10回特別弔慰金が支給されます。対象の遺族は次の順に先順位の遺族お一人です。

- 1 「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による弔慰金の受給権を取得した方(主に戦没者等の配偶者)
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫(戦没者等の死亡時に出生していた方に限る)③祖父母
- ④兄弟姉妹※戦没者等との生計関係の有無等で順位が異なる。

4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限る。)

■支給内容 額面25万円、5

■請求期限 平成30年4月2

■問合せ 社会福祉課

☎24-17033